公　　告

諸　事　項

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成22年９月２日　　経済産業大臣　直嶋　正行

名　　称	本　店　の　所　在　地	許可番号	営業廃止年月日
有限会社松井家具友の会	山口県宇部市新天町１丁目２―28	友第6004号	平成22年７月31日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成22年９月２日　　中国経済産業局長　井辺　國夫

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成22年11月１日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成22年11月１日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名　　称	本　店　の　所　在　地	営業廃止年月日
有限会社松井家具友の会	山口県宇部市新天町１丁目２―28	平成22年７月31日

記

あて先　〒730―8531　広島県広島市中区上八丁堀６―30　広島合同庁舎３号館
中国経済産業局産業部消費経済課
電話　082―224―5671

様式

申　　出　　書

中国経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1　債務者の名称及び住所
2　債権額
3　債権発生の原因たる事実

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。入札心得等関係事項を承知の上参加して下さい。

平成22年９月２日
分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊契約科長　菅谷　　誠

1　競争入札に付する事項　⑴件名、規格及び数量等　若年定年退職者給付金業務委託　仕様書のとおり　一件　⑵納地　市ケ谷駐屯地（中央業務支援隊）　⑶納期　平成22年９月21日～平成22年12月17日
2　競争に参加する者に必要な資格に関する事項　次の各項目のすべての条件を満たす者　⑴予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。⑵予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。⑶平成22・23・24年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」でＤ等級以上に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。⑷契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと（協力者を含む）。
3　契約条項等を示す場所　陸上自衛隊市ケ谷駐屯地　中央会計隊契約科事務室
4　入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時　⑴入札説明会　ア場所：中央会計隊入札室（Ｅ１棟６階）　イ日時：平成22年９月８日(水)11時00分から（説明会実施後、入札の参加を希望する者に対しての説明は、入札日前日まで随時行う。）⑵入札　ア場所：中央会計隊入札室（Ｅ１棟６階）　イ日時：平成22年９月16日(木)11時30分から
5　保証金等に関する事項　⑴入札保証金：免除　⑵契約保証金：免除　⑶違約金：落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の５以上、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収します。
6　入札の無効　⑴第２項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札　⑵入札に関する条項に違反した入札　⑶入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札　⑷入札説明会に参加しなかった者の入札
7　契約書の作成　落札決定後遅滞なく中央会計隊標準契約書の様式により契約書を作成する。
8　特約条項　⑴陸上自衛隊の保有する個人情報の安全確保に関する特約条項　⑵談合等の不正行為に関する特約条項
9　落札の決定方式　総額　総額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とします。なお、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
10　その他　⑴電報・電話等による入札は認めません。⑵落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に５％に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載して下さい。⑶入札に参加する者は、入札までに資格決定通知書（写）及びプライバシーマーク付与認定書（写）を提出して下さい。⑷代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出して下さい。⑸市価調査等依頼の場合は協力をお願いします。⑹入札及び契約に関する詳細は、中央会計隊契約科事務室にて閲覧して下さい。⑺入札に関する事項の問い合わせ先　中央会計隊契約科　電話03―3268―3111（内線47566）　ＦＡＸ03―5269―5135　担当：森

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２２年（家）第１１６号

事務所茨城県水戸市南町１丁目３番23号カナザワビル５階　武田隆志法律事務所
申立人　弁護士　武田　隆志
本籍茨城県鹿嶋市大字中2244番地１、最後の住所茨城県鹿嶋市大字中2243番地２、死亡の場所千葉県旭市、死亡年月日平成19年５月６日、出生の場所東京都荒川区、出生年月日昭和32年３月27日、職業建設業
被相続人　亡　小澤　一夫
催告期間満了日　平成23年３月10日
水戸家庭裁判所麻生支部